

熊本県立矢部高等学校いじめ防止基本方針（令和８年９月改訂）

はじめに

いじめは、どの学校においても、どの生徒にも起こりうるものであり、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こす可能性がある。そして、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。

本校は、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。しかしながら、いじめや嫌がらせ行為が認知され、心身共に苦痛を感じる生徒がいたことも事実である。

また、いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をつくるための、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめ問題に社会総がかりで対峙するための基本的理念や体制整備の必要性から、国において、平成２５年「いじめ防止対策推進法」が制定され、熊本県においても、熊本県いじめ防止基本方針が策定された。

熊本県立矢部高等学校いじめ防止基本方針は、法で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が国、県、家庭、山都町、地域その他関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

なお、本校では、毎年４月１１日を「命の日（Sense and Act）」と定め、いじめ根絶に向けた決意を新たにする機会とする。

「命の日（Sense and Act）」の実施

本校では、平成２５年４月１１日に生徒が亡くなるという大変悲しい出来事が起こった。

この悲しみを風化させないため、４月１１日を「命の日（Sense and Act）」と命名し、黙祷、宣言文を読み上げるなどの活動をととして、命の大切さについて深く考えとともに、思いやり等について考える機会とする。

※「Sense and Act」について

「Sense」とは、人間の五感（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）と「もしかして」という第六感を駆使して、「このままでは、いじめにつながらないだろうか。」「いじめで苦しんでいないだろうか。」ということを一いち早く感じることである。しかし、感じたのに何もしなかったら、感じなかったのと同じことになる。大切なことは、感じたらずきに動くことである。だから、「and Act」が不可分となるのである。Sense and Actにより、いじめにつながりそうなことをなくしたり、いじめで苦しんでいるかもしれない生徒（仲間）に声を掛けたりできる力を学校全体で高めていきたい。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす「絶対に許されない卑怯な」行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭や地域などと密接に連携しつつ学校全体で組織的に対応する。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりをすすめ、かけがえのない生徒一人ひとりの自己存在感を育み、縁あって出会った大切な仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第２条より）

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

3 いじめ防止等の対策のための組織

（１）名称

いじめ防止等対策委員会

（２）構成員

校長、教頭、いじめ情報集約担当者（※）、生徒指導主事、人権教育主任、保健主事、養護教諭、教務主任、外部専門家、その他学校長が必要と認める者（※教育相談部長、生徒指導副主事）

（３）役割

ア 未然防止

（ア）いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

（ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

（イ）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む。）にもとづく緊急会議の開催、情報の迅速な共有、事実関係の把握及びいじめの認知を行う役割

（エ）いじめの被害生徒に対する寄り添いと支援、加害生徒に対する指導・対応方針の決定、保護者等との連携による対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

（ア）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

（イ）年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

（ウ）学校いじめ防止基本方針についての点検、見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 いじめ防止等の取組

（１）取組の方向性

ア 基本方針に関する教職員の共通理解を図り、いじめを生まない・許さない学校風土をつくる。

イ いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめ問題が発生した場合は組織的かつ迅速に対処する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信・意識啓発及び関係機関との連携を図る。

エ ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

オ いじめ防止の取組について検証を行い、実効性を高めるために不断の改善を行う。

（２）いじめ未然防止

ア 生徒が、互いに助けあい、励ましあい、志高く成長できる学校づくりを進める。

イ 生徒一人ひとりを「認め、褒め、励まし、伸ばす」教育を徹底する。

ウ 生徒の「自己存在感」や「命を大切に作る心」を育む授業を実践する。

エ 道徳教育・人権教育・体験活動等をとおして、「いじめを許さない心」を育む

オ 健康保健教育等をとおして、発達段階に応じた心と体の望ましい成長を促す。

カ 保護者や関係機関との連携により、「情報モラル教育」の強化を図る。

(3) いじめの早期発見

- ア 日々、生徒に寄り添い見守ることで、生徒の些細な変化やサインを見逃さない。
- イ 教職員間で、日常的に生徒に関する密接な情報共有を図る。
- ウ 教師と生徒・保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- エ 校内の教育相談体制の充実及び、各種相談窓口の周知を図る。
- オ 定期的に教育相談やアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に努める。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見・通報を受けたら、直ちに「いじめ情報集約担当者」に報告する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開き、組織的対応（手立てや役割分担等）を協議する。
- (3) 必要に応じて、県教育委員会に連絡し情報共有を図る。
- (4) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (5) 加害生徒には、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導を行う。
- (6) 傍観生徒には、いじめを見過ごさない、生み出さないための指導を行う。
- (7) 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関と連携しながら対応する。
- (8) ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
- (9) 被害及び加害生徒については、いじめが解消するまで継続観察を行う。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「重大事態対応委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

7 いじめの解消

- (1) いじめの解消の判断は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合に行うことができる。
 - ア 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
 - イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (2) (1) アの目安にかかわらず、いじめ被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、一定期間が経過した段階でいじめの解消について再度判断を行う。
- (3) いじめが解消した後も、再発防止のための見守りを継続する。